

# 谷田川流域住民の生命と財産を守るため

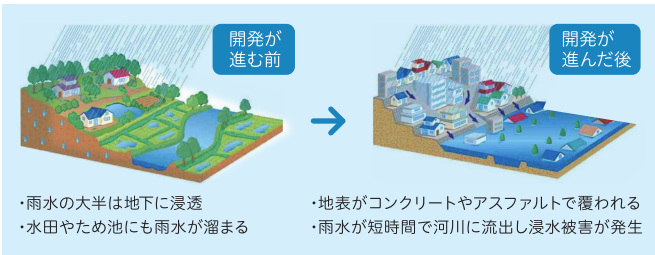
## 谷田川を令和6年7月1日に「特定都市河川」に指定します。

～指定されると、1,000m<sup>2</sup>以上の開発を行う際は、「郡山市の許可」が必要になります～

### 1. 谷田川の現状

令和元年東日本台風をはじめ、谷田川流域ではたびたび甚大な浸水被害を受けています。谷田川の地形特性は、阿武隈川との合流点付近の河道勾配は緩やかであり、かつ流域の降雨特性は、本川と支川が概ね同時刻に水位ピークを迎える傾向があるため、阿武隈川本川水位の影響を受けやすい形状となっています。さらに、近年の地球温暖化に伴う気候変動等の影響による豪雨災害の頻発化、激甚化を踏まえ、降雨量の増加等を考慮すると、谷田川流域における洪水リスクは、さらなる増加が想定されます。

#### ■市街化による雨水流出量増大のイメージ



#### ■令和元年東日本台風による浸水被害・阿武隈川合流点付近



令和元年10月13日(国土地理院撮影)

#### ■気候変動による降雨量の増加

気候変動により洪水リスクが高まる

| 気候変動シナリオ | 降雨量<br>(河川整備の基本とする洪水規模(1/100等)) |
|----------|---------------------------------|
| 2℃上昇相当   | 約1.1倍                           |

↓ 降雨量が約1.1倍となった場合

| 全国の平均的な傾向【試算結果】 | 流量    | 洪水発生頻度 |
|-----------------|-------|--------|
|                 | 約1.2倍 | 約2倍    |

## 2. 谷田川流域住民の生命と財産を守るため令和6年7月1日に「特定都市河川」に指定します。

谷田川の地域特性と今後の気候変動による降雨量の増加等を考慮し、谷田川を特定都市河川に指定することで、これまで以上に実効性のある浸水被害の軽減を図る対策を進めていくことが可能となります。

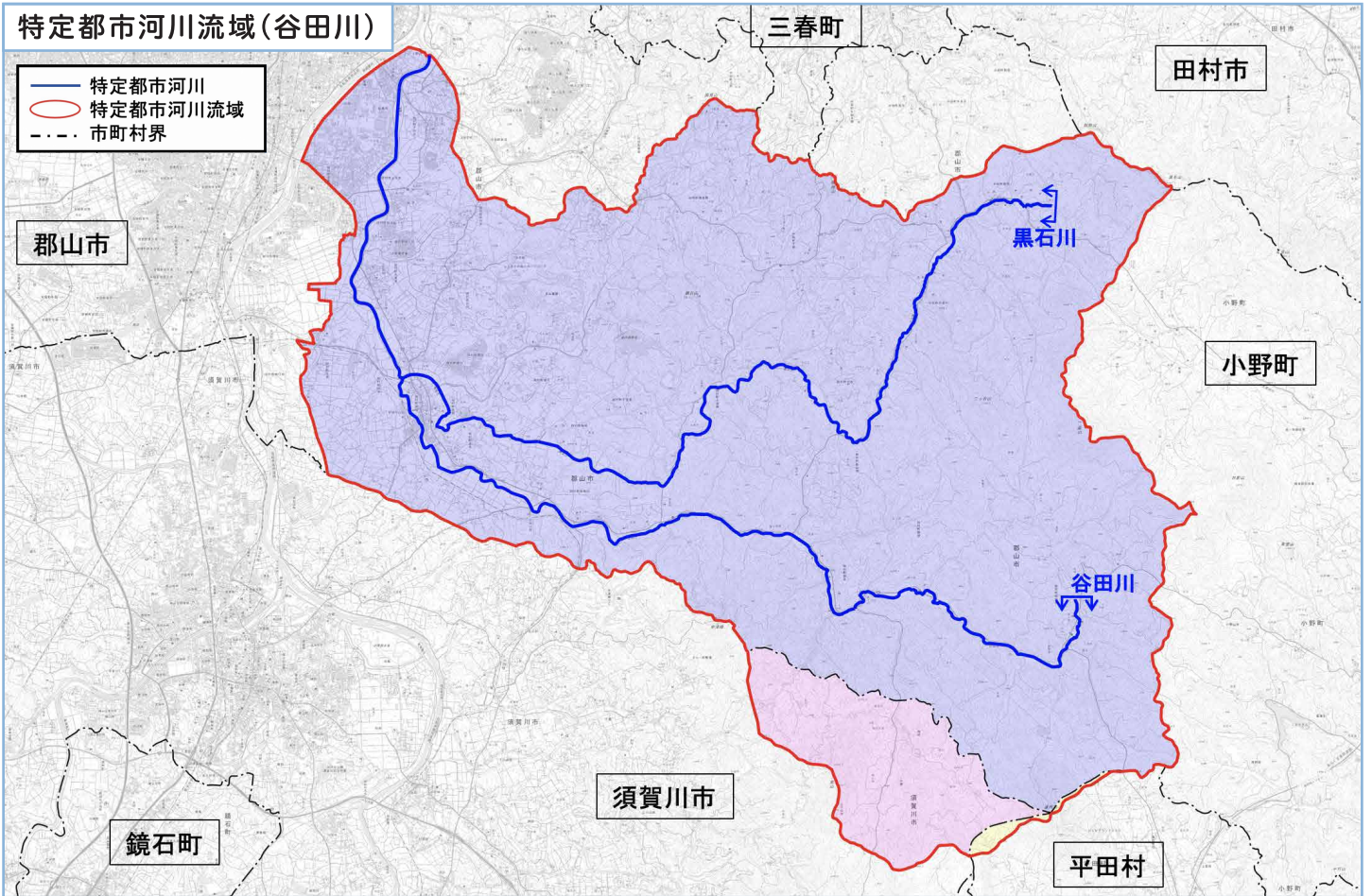
指定後、浸水被害対策を総合的に推進し、被害の防止・軽減を図るための流域水害対策計画を策定し、実行していきます。

- 河川改修等のハード整備を加速化することができます。
- 公共・民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進することができます。
- 既存調整池を維持していくため、保全調整池として指定することができます。
- 浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれのある土地を浸水被害防止区域に指定することができます。
- 洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を貯留機能保全区域に指定することができます。

#### ■流域の対策イメージ



### 3. 浸水被害対策を実施していくために「特定都市河川流域」に指定します。



### 4. 流域内で雨水の浸透を阻害する行為には「郡山市の許可※」が必要となります。

※須賀川市、平田村内においては福島県の許可が必要となります。

- 谷田川が特定都市河川流域に指定されると、流域内の宅地等以外の土地で行う1,000m<sup>2</sup>以上の雨水浸透阻害行為(土地の締め固めや開発などにより雨水がしみ込みにくくなる行為)には郡山市長の許可が必要となります。
- 許可にあたっては技術基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要となります。
- 申請窓口での事前相談をお願いします。

#### ■雨水浸透阻害行為の例

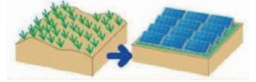
「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更

耕地 → 宅地



「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置

林地 → 太陽光発電施設



ローラー等により土地を締め固める行為

原野 → 資材置場



土地の舗装(不透水性の材料で覆うこと)

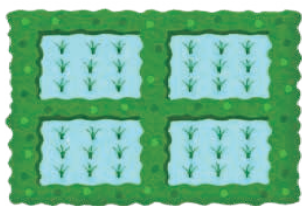
資材置場 → 駐車場(未舗装)



対象行為については、申請窓口にご相談ください。

#### ■対策工事(例)

行為前の土地利用:水田1,000m<sup>2</sup>



行為後の土地利用:宅地1,000m<sup>2</sup>



#### 【対策工事】

浸透マス 16基

浸透トレンチ 170m

40m

25m

建屋

敷地面積

40m×25m

・建屋 400m<sup>2</sup>

・駐車場 600m<sup>2</sup>

浸透マス

浸透トレンチ

浸透マス

浸透マス

浸透マス

浸透マス

#### ■既に着手している行為の許可の取扱い

特定都市河川浸水被害対策法第3条に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定時点において次のいずれかに該当する行為については、雨水浸透阻害行為の許可を要しません。

- (1)既に工事に着手している行為
- (2)都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの
- (3)事業採択されている等、既に事業化されている行為
- (4)都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る認可を受けているもの

#### 【問い合わせ先】

福島県 土木部 土木企画課 TEL: 024-521-7548  
 県中建設事務所 企画調査課 TEL: 024-935-1449  
 郡山市 建設部 河川課 TEL: 024-924-2701